

川西市事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 29 号

川西市事務処理規則の一部を改正する規則

川西市事務処理規則（昭和42年川西市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市制70周年記念事業事務局長、」を削り、同条第9項中「市制70周年記念事業事務局長補佐、」を削り、「課長補佐」というを「同じ」に改める。

別表第2中第3項を削り、第4項を第3項とし、同表第5項中

「

8 川西市国際交流協会に関する事務を処理すること。				○
---------------------------	--	--	--	---

」

を削り、同項を同表第4項とし、同表第6項を同表第5項とし、同表第7項中

「

10 一般財団法人川西市まちづくり公社に関すること。		重要なもの		軽易なもの
----------------------------	--	-------	--	-------

」

を

「

10 一般財団法人川西市まちづくり公社に関すること。		重要なもの		軽易なもの
11 行政組織の総合調整に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

」

に改め、同項を同表第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 企画財政部財政課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
----	-----	----	-----	----

1 行政評価に関する調査、研究及び総合調整に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
2 予算に関する説明書及び事務に関する報告書の作成（第10条に係るものを除く。）に関すること。				○
3 会計管理者に対し議決予算を通知すること。				○
4 予備費の充当を承認すること。	5,000,000 円以上	5,000,000 円未満		
5 予算配当替等を取り消すこと。			5,000,000 円以上	5,000,000 円未満
6 歳出予算を流用（同一の項内において給料、職員手当等、共済費間で行う流用を除く。）すること。				
(1) 事業間で流用するもの		5,000,000 円以上		5,000,000 円未満
(2) 同一事業内の細事業間で流用するもの			5,000,000 円以上	5,000,000 円未満
7 地方交付税に関する資料を作成すること。				○
8 一時借入金（基金からの繰替運用を含む。）の決定に関すること。		民間金融機関からの借入れ		基金又は水道事業からの借入れ

9 市債の県知事協議に関すること。				○
10 市債の借入れに関すること。				○
11 市債の償還に関する事務を処理すること。				○
12 市債の繰上償還に関すること。		○		
13 市債台帳の整理をすること。				○
14 水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計及び市が出資（出捐を含む。）する法人に係る金融機関との調整（他部課に属するものを除く。）に関すること。		重要なもの		軽易なもの
15 予算執行に係る調整に関すること。		重要なもの		軽易なもの
16 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第18条第2項の規定に基づく承認、同法第19条第1項の規定に基づく命令及び同法第25条に規定する保証契約に関すること。		重要なもの		軽易なもの

別表第2中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項から第16項までを1項ずつ

繰り上げ、第17項を第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 市民環境部市民課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 戸籍及び住民基本台帳に関する事務を処理すること。		重要なもの		軽易なもの
2 身分証明、身元証明及び犯罪通知の処理をすること。				○
3 協定永住に関する事務を処理すること。				○
4 印鑑登録に関する事務を処理すること。				○
5 人口動態調査報告を行うこと。				○
6 埋火葬の許可に関すること。				○
7 臨時運行許可番号標を亡失又は損傷した者に対し、実費弁償を請求すること。				○
8 住居表示に係る町割及び町名の設定に関すること。		軽易なもの		
9 住居表示実施区域の街区符号の付定、変更及び廃止をすること。		○		
10 住居表示実施区域の住居番号の付定、変更及び				○

廃止をすること。				
11 住居表示台帳の整備及び保管にすること。				○

別表第2中第18項を削り、第19項を第18項とし、第20項を第19項とし、同表第21項中

「

14 東久代運動公園の占用に 関すること。		○		
--------------------------	--	---	--	--

」

を

「

14 東久代運動公園の占用に 関すること。		○		
15 川西市黒川里山センター の維持管理にすること。				○

」

に改め、同項を同表第20項とし、同表第22項を同表第21項とし、同表第23項中

「

9 青少年支援施策の推進に 関すること。		重要なもの	比較的重要な もの	軽易なもの
-------------------------	--	-------	--------------	-------

」

を削り、同項を同表第22項とし、同表第24項中

「

7 環境衛生対策及び防疫に 関すること。		重要なもの		軽易なもの
8 ねずみ、昆虫等の駆除作 業にすること。				○

」

を削り、同項を同表第23項とし、同表第25項中

「

2 環境衛生対策及び防疫 (他部課に属するものを除く。) に関すること。		重要なもの		輕易なもの
---	--	-------	--	-------

を

「

2 環境衛生対策及び防疫に 関すること。		重要なもの		輕易なもの
-------------------------	--	-------	--	-------

に、

「

5 川西市斎場の維持管理に 関すること。				○
-------------------------	--	--	--	---

を

「

5 川西市斎場の維持管理に 関すること。				○
6 ねずみ、昆虫等の駆除作 業に関すること。				○

に改め、同項を同表第24項とし、同表第26項中

「

10 子どもの貧困対策の推進 に関する法律（平成25年 法律第64号）に係る総合 調整に関すること。		重要なもの	比較的重要な もの	輕易なもの
11 在宅高齢者の支援に関す ること。				○
12 高齢者の社会参加の促進				○

に関すること。				
13 高齢者の生きがいづくり に関すること。				○

」

を

「

10 在宅高齢者の支援に 関すること。				○
11 高齢者の社会参加の促進 に関すること。				○
12 高齢者の生きがいづくり に関すること。				○

」

に改め、同項を同表第25項とし、同表中第27項を第26項とし、第28項を第27項とし、第29項を第28項とし、同表第30項中

「

2 児童福祉施設の整備に 関すること。		重要なもの	比較的重要な もの	軽易なもの
------------------------	--	-------	--------------	-------

」

を

「

2 児童福祉施設の整備に 関すること。		重要なもの	比較的重要な もの	軽易なもの
3 青少年支援施策の推進に 関すること。		重要なもの	比較的重要な もの	軽易なもの

」

に改め、同項を同表第29項とし、同表第31項を同表第30項とし、同項の次に次の1項を加える。

31 こども未来部こども若者相談センターに関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 家庭児童相談室の運営に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
2 地域子ども・子育て支援事業（他部課に属するものを除く。）に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
3 川西市こども・若者ステーション一時預かりルーム及びプレイルームに関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
4 児童福祉法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）による母子保護の実施等（他部課に属するものを除く。）に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
5 困難を抱える若者の相談支援に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
6 スクールソーシャルワーカーの業務に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
7 教育相談に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

別表第2中第32項を削り、第33項を第32項とし、第34項から第36項までを1項ずつ繰り上げ、同表第37項中

「

8 国民健康保険に係る短期被保険者証又は資格証明書の交付判定に関すること。				○
---------------------------------------	--	--	--	---

」

を

「

8 国民健康保険に係る特別療養費支給対象者の決定に関すること。				○
---------------------------------	--	--	--	---

」

に改め、同項を同表第 3 6 項とし、同表第 3 8 項を同表第 3 7 項とし、同表第 3 9 項中

「

16 建築物のエネルギーの消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）に基づく適合性判定、届出及び認定に関すること。				○
---	--	--	--	---

」

を

「

16 建築物のエネルギーの消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）に基づく適合性判定及び認定に関すること。				○
--	--	--	--	---

」

に

「

20 開発行為等に係る関連公		重要なもの		軽易なもの
----------------	--	-------	--	-------

共施設の設置に伴う協議及び調整に関すること。				
------------------------	--	--	--	--

を

「

20 開発行為等に係る関連公共施設の設置に伴う協議及び調整に関すること。				○
--------------------------------------	--	--	--	---

に

「

25 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく工事許可等に関すること。				○
---	--	--	--	---

を

「

25 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく工事許可等に関すること。		重要なもの		軽易なもの
---	--	-------	--	-------

に

「

32 違反に対する是正措置に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
----------------------	--	-------	----------	-------

を

「

32 違反に対する是正措置に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	輕易なもの
33 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事検査に関すること				○
34 建築基準法及び都市計画法に関する統計調査等の照会、回答、閲覧並びに建築基準法、都市計画法及び宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明書、図面等の謄本又は抄本の交付に関すること				○

」

に改め、同項を同表第38項とし、同表第40項を同表第39項とし、同表第41項中「資産マネジメント部資産活用課」を「都市政策部資産活用課」に改め、同項を同表第40項とし、同項の次に次の1項を加える。

41 都市政策部施設マネジメント課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長
1 公共施設等総合管理計画の推進に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	輕易なもの
2 PFI事業の総合調整に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	輕易なもの
3 市設建築物の設計に関すること。		重要なもの		輕易なもの
4 市有建築物の施工監理に関すること。				○
5 市有建築物の維持管理工事、修繕及び技術指導に関すること。				○

別表第2中第42項を削り、第43項を第42項とし、第44項から第47項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。